

学校給食費の補助事業・手続きのお知らせ

平素は、犬山市の教育事業へのご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、本市では、第3子以降、小学校1年生、6年生、中学校3年生の給食費を無料としていますが、新たな子育て支援事業として、小学校2年生を対象に、給食費を無料化することといたしました。

つきましては、市外へ通学されている方には、「給食費相当額」を補助しますので、次のとおり、手続きいただきますようご案内申し上げます

1. 対象者と補助内容

犬山市在住で、給食を提供する学校に通学中の小学校1年生、2年生、6年生、中学校3年生、第3子以降の児童生徒

※食物アレルギーなどですべての給食を食べることが困難な場合、条件により補助対象です

※生活保護法や特別支援教育就学奨励費などで給食費の全額援助を受けている場合、補助対象外です

(1) 1食あたりの補助上限額 小学生340円 中学生400円

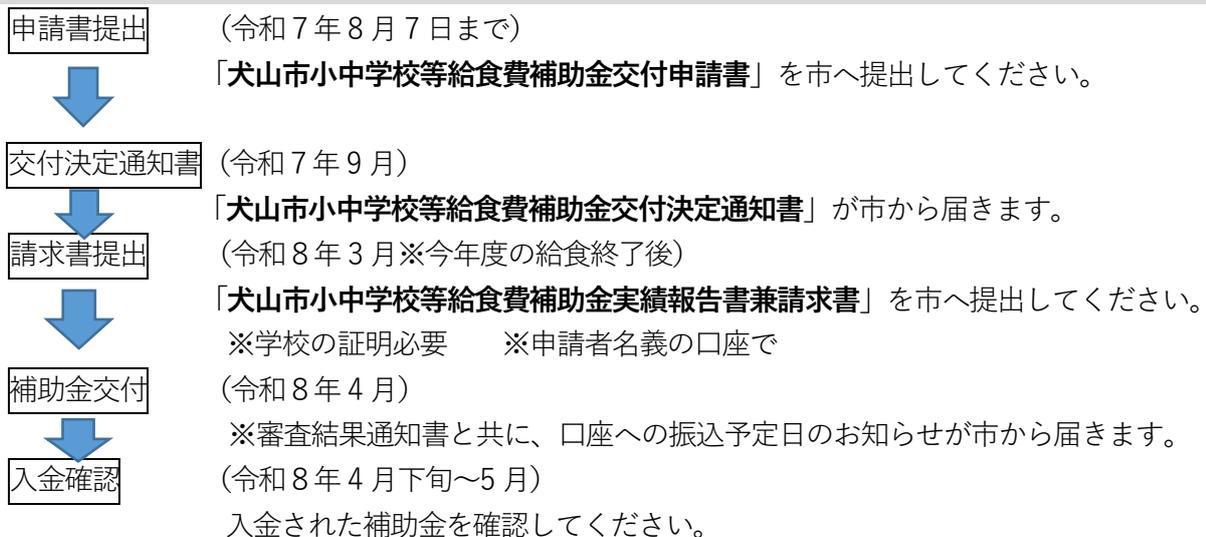
(2) 対象期間

令和7年4月～令和8年3月

2. 申請手続き

- (1) 申請書類 「犬山市小中学校等給食費補助金交付申請書」に必要事項を記入して提出
特別支援学校在学の在籍の場合、学校から通知がありました「特別支援教育奨励費」の「区分決定通知書」(コピー可)を添付してください。
- (2) 申請期間 令和7年7月17日(木)から令和7年8月7日(木)まで
- (3) 申請方法 犬山市役所3階学校教育課へ持参、または、郵送による(期間必着)
※区分1で今回申請書を提出されない場合は、下記問合せ先まで電話もしくはメールにてお知らせください。

3. 申請から補助金交付までのながれ



■申請・お問い合わせ

犬山市教育委員会 学校教育課(犬山市役所3階) 庶務担当 足立、吉田

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36番地

電話: 0568-44-0358 FAX: 0568-44-0372 Email: 070200@city.inuyama.lg.jp